

京都市金銭登録の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第198号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。
第2条第10号中「総務局総務部行政改革課」を「総務局総務部文書課」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(会計室)